

で安全な場所に避難する。

- (4) 津波注意報でも、海水浴や堤防釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- (6) 津波警報、注意報が発令されたら、漁協等を通じ船舶無線等により直ちに伝達し、早急に避難させる。

(7) 海水浴場等で津波警報等の発表があった場合、津波フラッグを用いた情報の伝達を行う。ただしその場合は、伝達の実施者の安全を確保した上で行う。

5 津波避難ビルに関する補助制度の利用促進（危機管理部）

津波浸水予測区域内の民間施設の津波避難ビルの指定増加を図るため、民間が所有する頑丈で高さのある建築物について、津波時の一時避難施設となるような改修工事や建築工事に対する補助制度の周知を図り、所有者等に改修等の機運を高めるよう働きかける。

6 津波に関する調査研究（危機管理部）

津波に関する総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となるので、市においても県等と連絡を密にし、次の事項の調査研究に努める。

- (1) 過去の津波記録
- (2) 津波避難に関する調査
- (3) 津波避難ビル等に関する調査
- (4) 津波発生時における情報連絡体制
- (5) 遠地津波発生時の対応
- (6) 防災教育に関する研究

7 浸水リスクが高い津波浸水予測区域にある災害対策支部の代替施設の検討

第3項 市民や地域が実施する対策

1 情報取得手段の確保

津波警報等の情報を取得するため、地震の直後はコミュニティFMやテレビ、インターネット、携帯電話など、情報取得手段を多重的に確保するよう努める。

2 避難経路や集合場所の確認

平常時から家庭や地域で津波発生時における避難場所や避難経路等を市が配布する津波ハザードマップなどで確認しておき、即座に行動できるよう備える。

第18節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1項 計画の主旨

「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に係る事業の推進について定める。

第2項 市が実施する対策（危機管理部，各担当部）

- 1 避難地，避難路の整備
- 2 消防用施設の整備
- 3 公立の小学校及び中学校の改築又は補強
- 4 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設又は河川管理施設の整備
- 5 不特定多数の者が利用する公的建造物の補強
- 6 飲料確保のための貯水槽の整備
- 7 地域防災拠点施設の整備
- 8 防災行政無線の整備
- 9 非常用食料，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備
- 10 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第19節 災害廃棄物処理対策計画

第1項 計画の主旨

東日本大震災では、津波堆積物を含む膨大な量の災害廃棄物が発生し、その迅速かつ円滑な処理が、被災地の復旧・復興には極めて重要であることが改めて認識された。

この教訓を生かし、広域的な大規模災害が発生した場合においても、迅速かつ円滑に廃棄物処理が行われるよう、あらかじめ災害時の処理システムを検討し、整備しておくことが必要である。

第2項 市が実施する対策

1 災害廃棄物処理計画の管理（環境部）

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、早期復旧に資するため、「鈴鹿市災害廃棄物処理計画（平成26年度策定）」を適切に管理し、必要が生じた際は適宜修正を行う。

なお、当該計画には、発災直後の初動体制、一次及び二次仮置場管理運営手法、具体的な処理方法をはじめ、国、県、近隣市町、民間事業者、関係団体等との連携など、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための事項について明記する。

特に、津波発生時には大量の堆積物等が発生するため、津波による被害を考慮した仮置場の選定に努める。

2 教育・訓練（環境部）

災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、計画の内容について平常時から担当職員を対象とする教育を行なうとともに、災害時の対応訓練を行う。訓練終了後に検証を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて計画の改善措置を講じる。

3 広域的な協力体制の整備（環境部）

(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

災害時におけるごみ、し尿等の一般廃棄物の処理を円滑に実施するための支援活動及び受援活動について、県と市町が締結した「三重県災害等廃棄物処理応援協定」に基づき推進する。

(2) 協力支援体制の整備

災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間団体等についても協力体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等を一時的に集積するための仮置場候補地を選定するよう努める。

第20節 地区防災計画

第1項 計画の主旨

平成25年の基本法の一部改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

市は、関係機関と協力し、基本法第42条第3項に基づく市民等が策定する地区防災計画などの策定の支援を行う。

また、地域の事情に応じた災害に対する事前の備えや発災時の対応等を記した地区防災計画を地域住民が策定することにより、地域における防災・減災力の向上に努める。

第2項 市が実施する対策（危機管理部、地域振興部）

1 地区防災計画の策定に対する支援

- (1) 地域が地区防災計画を策定する際は、市が積極的に策定作業に参加し、地域住民に対し適切な助言を行い、地区防災計画の策定を支援する。
- (2) 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人、旅行者等の災害時要援護者に十分配慮し、地域内に居住する災害時要援護者を支援する対策が計画に盛り込まれるよう、助言を行う。
- (3) 地域が地区防災計画を策定した際は、市防災計画に定めるため、市防災会議に提案するよう、あらかじめ地域に対し促す。
- (4) 防災への取組の必要性を掲げている地域づくり協議会が多くあるため、地域自らの防災力の向上に向け、地域づくり協議会と連携し地区防災計画の策定を支援する。

2 現在の策定状況

現在、減災を進める一環で、地域コミュニティを単位とする住民同士で地区防災計画を策定した地区が~~2~~4地区ある他、策定に向けて協議を進めている地区及びその他の地域においても策定への取組が広がるよう支援する。

第3項 市民や地域が実施する対策

1 地区防災計画の策定

自助、共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が中心となり自発的に行う防災活動に関する事項を定めた計画として、地域コミュニティにおけるさらなる共助の促進に寄与する「地区防災計画」の策定に努める。

なお、策定にあたって、国の定める「地区防災計画ガイドライン」を参考とし、市等からの助言が必要な場合は、適時防災危機管理課と協議を行う。

2 活動体制の整備等

地区防災計画を策定するための活動体制として、地域づくり協議会、町内会・自治会、小学校区、マンション単位等の自主防災組織、その他防災関連の地域住民によって構成されたNPO、事業者等が考えられる。

地区内で自主的な活動体制を整備するためには、その体制を取りまとめる会長をおくほか副会長等活動に参加するメンバーの仕事の分担を具体的に決め、班を編成しておくことが有用となる。

また、大規模災害の発生時には周辺地域等、広範囲で被害が発生することが想定され、近隣の地区居住者等、自主防災組織、消防団、地域活動団体等と連携することが重要である。これを実現させるには、平常時から情報交換、人的交流、防災まちづくりの共同実施等を行い、友好的関係を築くとともに、いざというときの応援要請の在り方等連携方法についてあらかじめ決めておくことが重要となる。

特に、大規模災害時には火災が同時に発生し、市や常備消防の対応だけでは限界があるため、消防団との連携が重要となる。平常時から、地区居住者等が防災活動の体制を維持し、防災知識や技術を身に付けるためのアドバイザーとして、消防団との交流を図り、地域を守る組織として協力し合うことが、共助力の向上として重要となる。

3 市防災計画への規定

地区防災計画が策定された際は、市防災会議に提案し、市防災計画に規定するよう努める。

第21節 受援・応援体制の整備計画

第1項 計画の主旨

南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際は、県内外の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後においても各種支援・応援の受入が可能な体制整備を目指す。

第2項 市が実施する対策（危機管理部，総務部）

1 市町間の応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練の実施及び協力に努める。

2 県外市区町との災害時連携体制の構築

- (1) 県外の市区町と締結している災害時応援協定がより有益なものとなるよう、定期的に対策会議を開催し応援及び受援に関する事項を定める。
- (2) 協定締結市区町との訓練を実施し、発災時における応援及び受援体制の確認を行う。
- (3) 被災市区町村応援職員確保システムを活用した受援体制構築の検討を行う。

3 広域一時滞在への協力

基本法第86条の8及び第86条の9に基づき、広域一時滞在の協議等に参加する。

4 国によるプッシュ型支援が実施された際の受入れ施設の指定

大規模な地震災害が発生し大きな被害が予想される場合は、支援を要請しなくても、国により支援物資等が配送されるプッシュ型支援が発災後96時間を目安に開始されるため、「AGF鈴鹿体育館」及び「西部体育館」を受入れ先として指定する。

資料編16-4 相互応援協定等締結市区町一覧（県内市町除く）

5 プッシュ型支援に関する受援計画の策定

前号で定めた受入れ施設において、円滑な受援を実現するため、具体的な受入れ方法や各避難所等への配送方法等の指針を定めた計画の策定を進める。

なお、計画策定の際は、県や応援協定団体等との連絡調整を密に図り、実践的な計画となるよう努める。

6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の調達を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

6-7 防災関係機関の受援拠点の整備

防災関係機関からの応援が円滑に受けられるよう、「桜の森公園」を、警察・自衛隊等による応援部隊の展開場所や宿営場所となる進出拠点に位置付ける。

7-8 応援協定団体の受援体制の整備

本市は多数の団体と災害時応援協定を締結していることから、各種団体による救援活動拠点等の確保や、受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

なお、応援協定団体による物資や食料等の受入れ先（市物資拠点）については、「AGF 鈴鹿体育館」と「西部体育館」を位置付け、受入れに必要な資機材の確保や設備の整備に努めるとともに、物流関係事業者等と防災協定を締結し、民間の施設等を活用できるよう努める。

資料編 16-5 防災に関する協定一覧（災害時における緊急物資輸送等に関する協定）

9-9 三重県広域受援計画への対応

上記の各種受援体制を確保するために、三重県広域受援計画（平成31年3月）に準ずる包括的な受援計画の策定について検討する。

10 応急対策職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）の活用

県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災市区町村応援職員確保システムを用いて被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣要請する。

第2.2節 被災者の生活再建に関する事前計画

第1項 計画の主旨

過去の震災では、被災者が災害発生後に環境の変化による健康状態の悪化や生活の困窮により死亡する「災害関連死」が問題となっている。これを防ぐため、本計画では南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際においても、早期の被災者生活再建を実現するための必要な事項を定める。

なお、発災後の具体的な被災者生活再建支援制度の実施内容等については、第4章「災害復旧・復興計画」による。

第2項 市が実施する対策（各担当部）

1 被災者支援体制の整備

各種被災者生活再建支援制度について、事前に被災者支援体制を整え、発災時においても早急に対応できるよう努める。また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。

2 鈴鹿市被災者生活再建支援ハンドブック（仮称）の事前整備

被災者生活再建支援制度については、国、県、各種団体により多種多様な支援制度が設けられているため、災害発生後に被災者が各種生活再建支援制度を一覧可能となるよう、被災者支援に関するハンドブックを事前整備のうえ、発災後に速やかに提供できる体制を整えるよう努める。

3 ~~被災者生活再建に関する制度~~被災者生活再建支援制度の事前周知

生活再建に関する制度を地域の民生委員及び児童委員等に対して事前に周知を図ることにより、発災後に平常時から支援している市民等へ制度紹介可能となる体制を整える。

4 救助法の特別基準に関する事前協議

救助法では、「災害救助事務取扱要領（内閣府）」に基づき事務を実施することが基本となるが、同要領以外の基準についても法に基づく救助の一部として認められる（特別基準が適用される）場合があるため、特別基準について救助法の実施主体となる県と事前協議し、発災後においても救助の実施に躊躇がなくなるよう体制の整備を進める。

5 被災者生活再建支援に関連する防災協定締結団体との事前協議

本市が防災協定を締結している、被災者生活再建支援に関連する企業・団体等と、事前に具体的な支援内容を協議し、発災時においても早急な応援を実現できる体制を整える。

また、併せて各協定を担当する所属を検討・決定し、平常時及び発災時の連絡窓口の確保を図る。

6 被災者支援システムの活用

被災者生活再建支援を円滑に行うため、情報の集約や罹災証明の発効等を行う際に被災者支援システムを活用する。

第3章 災害応急対策計画

大規模災害の発生のおそれのある場合及び大規模災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、その体制について具体的かつ明確に定める。

第1節 組織計画

第1項 計画の主旨

地震などの自然災害は、突然に発生し、交通、通信の途絶が予想されるので防災関係機関は迅速かつ的確な災害応急対策が実施できるよう、その体制について具体的かつ明確に定める。

第2項 市等が実施する対策

1 組織計画（危機管理班）

組織計画は、第1部第3章第2節第3項の防災組織による。

2 防災関係民間団体の協力（各担当部）

その所掌事務に係る民間団体等に対し、本市が行う災害応急対策に積極的な協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。

第2節 災害通信計画

第1項 計画の主旨

市及び防災関係機関は、地震災害に関する情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保するため、通信施設の適切な利用を図る。

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話・電報施設の優先利用、警察通信設備、非常無線、公共放送等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

第2項 市等が実施する対策

1 通信手段の利用方法等

(1) 電話による通話（総務管理部）

市及び関係機関は、通信設備の優先利用について、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議し、使用手続きを決めておく。

ア 直通電話

交換機による通信の運用中は、IP電話による電話や内線が利用できる。また、交換機が使用不可の場合は、防災危機管理課に設置されている直通回線（2回線）を利用する。内線電話から外線が利用できない場合は、庁内交換機を経由しない直通電話で通信を行う。

イ 災害時優先電話

災害のため通話が集中して外線が利用できない場合は、災害時優先電話及び庁舎内の公衆電話で通信を行う。

ウ 電話回線の優先使用

災害時の電話回線の優先利用及び優先使用（基本法第79条）を確保するため、西日本電信電話株式会社三重支店とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定める。

(2) 三重県防災行政無線による通信（危機管理班）

三重県は県全域に衛星系・地上系の2系統の防災行政無線網を設置・運用しており、本市には端末固定局として2局（鈴鹿市・鈴鹿消防本部）が設置されている。

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体の団体相互間で防災対策に関する通信を行う。

(3) 鈴鹿市防災行政無線による通信（危機管理班）

デジタル移動系無線システムを市の各部署、防災関係機関及び生活関連機関に整備しており、防災対策に関する通信を行う。

(4) その他の行政無線等（上下水道対策部，消防対策部）

防災行政無線のほか，市では日常業務に使用する無線設備として鈴鹿市消防救急無線を整備しており，防災対策に関する通信を行う。

なお，上下水道対策部についてはI P無線を利用する。

(5) 地域BWAを利用した通信（総務管理部，避難所対策部）

(株)ケーブルネット鈴鹿が整備した地域BWAによるインターネット網を活用し，I P通信等を実施する。

(6) 特設公衆電話の設置（避難所対策部）

避難所における避難者の連絡手段を確保するため，西日本電信電話株式会社三重支店と協力し，特設公衆電話を開設する。

資料編16-5 防災に関する協定一覧（特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定）

資料編16-24 災害時特設公衆電話設置箇所一覧

2 無線車の事前配備（危機管理班，総務管理部）

地震災害が発生し，又は発生のおそれがある場合，通信が途絶又は輻輳のおそれがあるときは，被害状況等を把握するため，無線車を災害現地に派遣し，災害状況報告並びに本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるよう努める。

3 通信設備の応急復旧（防災関係機関）

(1) 専用通信

~~大~~地震の発生により，公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は，無線を用いた専用通信である。特に，県，市，警察本部，气象台，国土交通省，海上保安部，東海旅客鉄道株式会社，中日本高速道路株式会社，さらに中部電力パワーグリッド株式会社，ガス会社，私鉄等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため，適切な応急措置が要求される。各機関においては，あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが，なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

ア 要員の確保

専用通信施設の点検，応急復旧に必要な要員の確保を図る。

イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設，電池等），移動無線等の仮回線用資機材など，応急用資機材の確保充実を図ると同時に，これらの点検整備を行っておくことが必要である。

ウ 混信等の対策

災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため，通信運用の指揮要員等を災害現場に配備し，通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう務める。

エ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施，発災時に備えるように務める。

(2) 公衆通信

西日本電信電話株式会社は，緊急に必要な災害対策機関等の災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し，速やかに応急復旧を行う。

第3項 市民や地域が実施する対策

市民は，防災情報を複数から入手できるよう努力し，それぞれが最善の防災行動を取り減災に努める。

アマチュア無線による災害時応援協定に基づき，市に防災情報を提供するため必要に応じて，市と災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿は協議を行う。

災害ボランティアアマチュア無線鈴鹿からの申し出により可能な範囲で，市内の相当無線技士に当会の周知を行い，より詳細な情報が収集できるよう協力する。